

○ 二松学舎大学ハラスメント防止規程

(平成15年2月25日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 二松学舎大学は、日本国憲法第14条及び世界人権宣言の理念に則り、ハラスメントの防止とそのため
の啓発活動に万全を期すことを目的とし、本学の教職
員、学生等、及び大学関係者を対象とした「二松学舎
大学ハラスメント防止規程」(以下「規程」という。)
を定める。

(定義)

第2条 本規程でいうハラスメントとは、性的な事由の
みならず、個人もしくは集団の身体的、民族的、社会・
経済的、及び文化的な諸特性に関して、相手の意に反
する不快な言動をもってその尊厳を不当に傷つけ、能
力の十全な発揮を妨げる事柄を指す。

2 本規程でいうハラスメントには、教職員、学生等、
及び大学関係者が権力関係を用いて、不当な言動を行
い、これによって相手が精神的・身体的な面を含めて、
学修・研究や職務遂行に関連して不利益・損害をこう
むるものを含める。

3 ハラスメントにより被害をうけた者が、本規程に基
づく相談員などにその事実を訴えようとすることを妨
害する行為、その訴えに対する報復を意図したいやが
らせなどの行為、及び、虚偽のハラスメント被害の訴
えによって特定の個人もしくは集団を貶めようとする
行為をもハラスメントとみなす。

4 本規程が対象とする教職員とは、常勤・非常勤の教
職員、及び委託契約業者等を指し、学生等とは、学部・
大学院の学生、科目等履修生、研究生などのことをい
う。さらに、大学関係者には、学生等の保護者のほか、
業者等の職務上の関係者をも含めるものとする。

(責務)

第3条 教職員、学生等、及び大学関係者は、ハラスメ
ントをしてはならない。

2 学長は、第7条第1項第4号及び第5号に規定する
ハラスメント防止委員会の報告または勧告を受けた場
合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。
(防止委員会、相談員及び検討委員会の設置)

第4条 本学にハラスメントの防止のため、ハラスメン
ト防止委員会(以下「防止委員会」という。)、ハラス
メント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 防止委員会の中にハラスメント個別事案検討委員会
(以下「検討委員会」という。)を置く。

第2章 防止委員会

(構成)

第5条 防止委員会の構成員は、次のとおりとし、学長
が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 学務局長
- (3) 文学部教員から1名
- (4) 国際政治経済学部教員から1名
- (5) 事務職員から2名
- (6) 相談員代表 1名
- (7) 学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号から第5号の委員及び第7号の委員の任
期は2年とし、原則として4年を超えて継続すること
はできない。

3 文学部・国際政治経済学部の教員の委員は、それぞ
れ学部長が教授会の同意を得て推薦する。事務職員の
委員は、事務局長が部課長会議の同意を得て推薦する。
(委員長及び副委員長)

第6条 防止委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から学長が指名する。副委員長
は、委員長が委員の中から防止委員会の同意を得て選
出する。

3 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あると
きは、その職務を代行する。

(任務)

第7条 防止委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメントによる人権侵害を防止するための啓
発に関すること
- (2) ハラスメントによる人権侵害相談の受理、その対
応策の検討及び当事者に対するヒアリングと話し合
い等を含む調整に関すること
- (3) 学長からの付託、又は検討委員会において必要と
認められた事案に関し、必要に応じて調査委員会を
設置して調査を行い、ハラスメントの有無について
事実認定をすること
- (4) 調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する判
断を、学長に報告すること
- (5) 被害の救済及び環境改善のためにとるべき措置に
ついて検討し、学長に勧告すること
- (6) ハラスメントについて学長から諮問のあった事項
に関すること
- (7) その他、ハラスメントの防止に関すること

2 前項第2号の個別事案への対応は、第17条及び第18
条に規定する検討委員会が行う。

3 防止委員会は、必要に応じて弁護士、医師等の専門

家の助言を求めることができる。

(議 決)

第8条 防止委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって定足数とする。

2 防止委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(調査委員会)

第9条 第7条第1項第3号の調査委員会は、副学長を含む防止委員3名によって構成する。

2 前項のほか、必要がある場合は、防止委員以外の者を調査委員に加えることができる。

3 前2項の委員は、防止委員会の委員長が、防止委員会の同意を得て推薦する。

4 調査委員会に委員長を置く。委員長は、副学長がこれにあたる。

5 調査委員会委員及び委員長は、学長が委嘱する。

6 調査委員長は、調査に必要な場合は、防止委員会委員長の了承を得て弁護士・医師等の専門家の助言を求めることができる。

7 調査委員長は、調査が終了したときにはすみやかに調査結果を文書で防止委員会委員長に報告しなければならない。

第3章 相談員

(相談員の構成)

第10条 相談員の構成は、次のとおりとし、各選出母体の承認を経て学長が委嘱する。

- (1) 学生相談室から3名
- (2) 文学部教員から2名
- (3) 国際政治経済学部教員から2名
- (4) 事務職員から2名

2 相談員の構成は、男女両性の均衡に配慮するものとする。

(相談員代表)

第11条 相談員代表は、相談員の互選によって決める。

2 相談員代表は、防止委員会の委員となる。

(任 務)

第12条 相談員の任務は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメントの被害を受けた旨の申し立てがあった場合、直ちに相談に応じること
- (2) 担当する相談事案に関し、検討委員会の構成員となり問題の解決にあたること
- (3) その他ハラスメント防止に関すること

2 相談員は、相談に応じた内容及び対応の経緯について防止委員長に報告しなければならない。

(相談員会議)

第13条 ハラスメント相談に関する研修等を行うため、

防止委員会委員長及び相談員で構成する相談員会議を開くことができる。相談員会議は、防止委員長が招集し、その議長となる。

(任 期)

第14条 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 相談員が任期の途中で辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了に伴う選任に当たっては、少なくとも相談員の半数は留任するよう配慮するものとする。

(公 示)

第15条 学長は、相談員の氏名及び所属を印刷物その他により公示するものとする。

(遵守事項)

第16条 相談員は、任務を遂行するに当たり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること

第4章 検討委員会

(構 成)

第17条 ハラスメントの個別事案への対応策を検討するための検討委員会は、防止委員会委員長、同委員会委員(2名)及び当該事案担当の相談員で構成する。

2 前項の委員長以外の委員(2名)は、防止委員会委員長が防止委員会の同意を得て選出する。

3 検討委員会は、防止委員会委員長が招集し、その議長となる。

(任 務)

第18条 検討委員会は、第7条第1項第2号に規定されたハラスメントによる人権侵害相談の受理、その対応策の検討及び調整に関することを行う。

2 前項にいう調整とは、当事者双方の主張を公平な立場で聴取し、話し合いなどを通して、問題の解決を図ることをいう。

3 防止委員会委員長は、ハラスメント事案の調整などによる問題解決に必要な場合は、関係部局の長等に協力を要請することができる。

4 検討委員会において事態が重大で速やかな措置が必要であると認められるときは、委員長は、防止委員会を招集して当該事案の処理に当たらなければならない。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第19条 防止委員会委員、調査委員会委員及び相談員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員、相談員は、任期中及び退任後も、任務において知り得た事項について、他に漏らさないこと
- (2) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動すること

第6章 補 則

(改 廃)

第20条 この規程の改廃は、教職員の意見を聞き、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに理事会が行う。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日)

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月27日)

- 1 この規程は、平成19年3月27日から施行する。
- 2 この規程の施行日に、現に第5条第1項第4号委員及び第18条第1項第8号委員に委嘱されている者の任期は、それぞれ平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成21年2月24日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第12条第1項第2号の規定は、平成23年3月31日までは従前の規定による。

附 則 (平成22年3月23日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に現に機会均等委員会委員、アピール委員会委員、及び相談員である者の任期は、平成22年3月31日を以って終了したものとみなす。
- 3 平成22年4月1日を任期の始期とする委員の選出にあたっては、第5条第1項及び第10条第1項の「文学部教員から」を「文学部教員（文学研究科教員を含む）から」に読み替えて適用する。

附 則 (平成27年3月24日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (2021年3月16日)

この規程は、2021年4月1日から施行する。